

報告第7号

校長の人事についての専決処分報告

校長の任免に関することについて、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成23年10月13日提出

秋田県教育委員会 教育長 米田 進

理 由

校長の任免その他の人事に関する事項については、委員会の議決を経なければならないが、委員会を招集するいとまがなく専決処分したので、これについて委員会に報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、職員の人事について専決処分する。

平成23年9月15日

秋田県教育委員会 教育長 米 田 進

校長の人事について

次のとおり校長の人事を発令するものとする。

現 職 名	氏 名	発令内容	発令年月日	備 考
由利本荘市立 尾崎小学校教頭	木谷 玲子	由利本荘市立 尾崎小学校長	平成23年 9月15日	